



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 未支給年金 遺族の範囲拡大

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 財産評価基本通達の一部改正について

NEWS1. 未支給年金 遺族の範囲拡大

年金受給権者死亡により未支給年金の請求できる遺族の範囲を広げる改正が行われました。

年金を受給している人がお亡くなりになると、制度上未支給年金が必ず発生します。国民年金、厚生年金は、2か月ごとの毎15日に前月、前々月分を受け取ることができますが、例えば6月15日に振込まれる厚生年金は4月・5月の2か月分の年金です。したがって、年金を受給中の人がお亡くなりになると必ず「年金が全部支払われないで残る」現象が起きてしまいます。

また、年金には日割りという考えがありませんので、死亡日が4月1日でも4月分の年金を受給できます。よって、6月15日が支給日となりますが、支給日にはすでに死亡されているので、残念ながら誰も6月には年金を受け取ることができない＝年金が支払われない状態になってしまうのです。

平成26年4月1日施行で、上記「未支給年金」を受け取る遺族の範囲が広がる改正が行われました。

改正前の請求できる範囲は、2親等内の親族である、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹でしたが、改正後は、3親等内の親族となり、甥、姪、子の配偶者、叔父、叔母、曾孫、曾父母、及びこれらの配偶者等も請求可能になります。具体的には息子さんのお嫁さんや、身寄りのない叔母さんの面倒を見ていた甥っ子・姪っ子なども未支給年金の受取ができるようになるということです。

改正前後にかかわらず、いずれも生計を同じくしていたことが要件であることには変更はありません。

NEWS2. (書籍の紹介)

無印良品の「あれ」は決して安くはないのになぜ飛ぶように売れるのか？

内容紹介 ヒットの秘密はコンセプトが9割!

優れたコンセプトは時に数千億の利益を生み出し、世界を変えていく。本書は第一線で活躍する気鋭のブランド・コンサルタントが、無印良品、富士フィルム、スターバックス等の事例を紹介しながら、企業や商品の価値を最大化するコンセプトのつくり方を伝授する。

無印良品はコンセプトがすごい。コンセプトをつくる力、使う力がすごいのです。無印良品のコンセプトは、日本企業が展開するものとしては、稀有な完成度を誇ります。だから、見たこともない業態で、価格競争にも巻き込まれず、ブランドとしての価値を築きながら、成長し続けているのです。(「プロローグ」より抜粋)

無印良品の
「あれ」は
決して安くはないのに
なぜ飛ぶように
売れるのか？
江上隆夫

100億円の価値を生み出す新しいコンセプトのつくり方

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

昨年も一部改正がされていた、自社株式の評価に関し、今年もまた改正されると聞きました。現在事業承継のため自社株の移転を考えていますが、どのような改正でしょうか。

Answer

平成26年4月1日以後の相続や贈与につき、財産評価基本通達の186条が一部改正されます。当該改正は、純資産価額方式による評価の際の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に係る改正です。詳細を以下で簡単に解説します。

【解説】



(改正の概要)

今回の改正は、純資産価額方式による評価の際、「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の算定に用いる「法人税（復興特別法人税を含む。）、事業税（地方法人特別税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」（以下「法人税率等の合計割合」とします。）を 42%から40%に改正するものです。

(改正の背景)

今回の改正の背景として、平成26年度の税制改正により、平成26年4月1日以後に開始する事業年度の復興特別法人税（法人税額に対する10%）が廃止されました。これにより、法人税率等の合計割合が変動することになるため、今回の改正が行われました。

(改正の適用時期)

平成26年4月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式等の評価に適用されます。

<改正のポイントと弊社からのご提案>

今回の改正は、上記の通り、純資産価額方式による評価額算定過程の一部の値の改正であり、計算構造には大きな変化はございませんが、資産の含み益等が大きな会社にとっては、その影響は大きくなってきます。

そしてその影響を簡単に申し上げますと、仮に他の条件が一定だった場合、資産に含み益等のある会社の株価は上昇します。そして、これに伴い発生する、相続税、贈与税負担は増加します。

また当該改正の影響以外にも、相続、事業承継対策問題として、基礎控除の4割減といった大改正がよいよ迫って参りました。今まで対策をとられていなかった方に限らず、過去に自己株の評価をされた方も、この機会に再度、株価の見直し、相続、事業承継対策の見直しをされてはいかがでしょうか。

今回の改正のより詳細な解説や、今後の対策、見直し等につきましては、弊社スタッフにお声かけ下さい。

根拠条文等条

財産評価基本通達186条

「財産評価基本通達の一部改正について」通達等のあらましについて 国税庁

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850